

令和4年第3回定例会 文書質問
ぬかが 和子 議員

回 答 書

I. 女性・多様性支援について	
<p>質問の要旨 ①</p>	<p>1. 困難な問題を抱える女性への支援法（女性支援法）の施行について</p> <p>①足立区でも具体化をはかり、基本計画を作成すべきではないか。具体的には、国立市のような女性パーソナルサポート事業（困難を抱える女性を伴走型で支援するしくみ）を実施する考えはないか。</p>
<p>回 答 ①</p>	<p>困難な問題を抱える女性への支援法に基づく基本計画については、今年度の男女共同参画推進委員会において、次期男女共同参画行動計画に内包する形となるよう検討に着手しております。</p> <p>また、国立市で実施している、困難を抱える女性のための女性パーソナルサポート事業は、柱の1つの短期宿泊等の安全確保事業を市内の民間シェルター等との連携により実現させていますが、区内に民間シェルターのない足立区では、すぐに同様の支援を実施することは難しいと考えております。</p> <p>もう1つの柱である自立支援については、多様性社会推進課で既に実施している女性相談や、講座の提供等がありますので、福祉事務所等の庁内連携体制を整え、困難を抱える女性への寄り添った支援に取り組んでまいります。</p> <p style="text-align: right;">（担当所管：地域のちから推進部 多様性社会推進課）</p>
<p>質問の要旨 ②</p>	<p>②23区のうち17区で設置している「配偶者暴力相談支援センター」を設置すべきではないか。</p>
<p>回 答 ②</p>	<p>配偶者暴力相談支援センターにつきましては、今年度内の設置に向けて関係所管と具体的な協議を進めております。</p> <p style="text-align: right;">（担当所管：地域のちから推進部 多様性社会推進課）</p>

<p>質問の要旨 ③</p>	<p>③現在福祉事務所にいる女性相談員の非常勤化を行うことなく、待遇改善をさらにはかるべきと思うがどうか。</p>
<p>回 答 ③</p>	<p>女性相談員については、常勤職員の計画的な育成体制を構築することで、DV 対応など専門性を高めることが可能だと判断し、令和5年度非常勤化の職員定数要求を行いませんでした。また女性相談員の業務について、東京都の研修やマニュアルに加え、より具体的な手順書によって職場内での応援体制を構築することで、一層の待遇改善を図ってまいります。</p> <p>(担当所管：福祉部 足立福祉事務所 生活保護指導課)</p>
<p>質問の要旨 ④</p>	<p>2. リプロダクティブ・ヘルスライツについて</p> <p>リプロダクティブ・ヘルスとは、性や子どもを産むことに関わるすべてにおいて、身体的にも精神的にも社会的にも本人の意思が尊重され、自分らしく生きられることであり、リプロダクティブ・ライツは、自分の身体に関することを自分自身で決められる権利のことである。これらを保障できる施策展開を求める。</p> <p>「#みんなの生理と若者協議会の共同調査」では、9割以上の生徒・学生が生理によって学校、授業、部活、体育を休みたいと思ったことがある。うち7割が休むことを我慢している実態が明らかになった。中学校における生理休暇を実現する考えはないか。</p> <p>また、「いのちの安全教育」が来年度からスタートする。足立区では独自のマニュアルを作成したが、「性は怖い」とならないよう、人権と多様性の視点を中心にした学びとなるようにするとともに、包括的性教育を全中学校で実現するべきと思うがどうか。</p>
<p>回 答 ④</p>	<p>まず、中学校で生理休暇を実現する考えはないかのご質問にお答え致します。</p> <p>ご質問の「生理休暇」が、生理による出席停止（欠席扱いとしない）を想定なさっている場合ですが、出席停止については学校教育法における性行不良の規定と、学校保健安全法による感染症の規定しかなく、直ちに足立区独自の生理休暇を設定することは困難です。しかし、生理中の生徒に対する配慮は必要と考えますので、今後の検討課題として、特別区の教育指導室課長会等を通じ、情報や問題意識を他区教育委員会と共有して参ります。</p> <p>なお、現在も生理に関わらず体調が悪い場合には学校を休むよう指導しているところですが、無理をして登校する生徒がいることも聞き及んでおります。生理を含めて体調が悪いときは無理をせずに学校を休むべきことを、改めて生徒に指導して参ります。</p>

	<p>次に、「生命の安全教育」が「性は怖い」との印象を与えるものとならないようにとのご質問にお答え致します。</p> <p>当区の「生命の安全教育」は、「他者尊重」や「より良い人間関係」を土台にして、「不幸な妊娠を生まない」「性犯罪の加害にも被害にもさせない」ことをめざすものです。児童・生徒に「性は怖い」との印象を与えることなく、目的を達成できるよう、指導内容や方法を工夫して参ります。</p> <p>また、包括的性教育につきましては、区内の産婦人科医や元中学校教諭の方が立ち上げておられる「性の学びのプロジェクト」について直接お話を伺い、「生命の安全教育」との関連性や連続性などについて協議を始めております。この「性の学びのプロジェクト」を、まずは「生命の安全教育」の発展的カリキュラムとして、希望する学校で実施できるよう検討して参ります。</p> <p style="text-align: right;">(担当所管：教育指導部 教育指導課)</p>
<p>質問の要旨 ⑤</p>	<p>3. ファミリーシップ制度の充実について</p> <p>都のパートナーシップ制度がスタートした中、委員会で繰り返し求めてきた相互乗り入れ制度の充実をはかるべきではないか。</p> <p>また、ファミリーシップ制度での証明書を活用できる行政サービスを、区営住宅への申込みだけでなく、他区で実施しているように「母子健康手帳等の代理申請」「犯罪被害者に対する遺族弔慰金の支給」「災害弔慰金・見舞金の支給」「介護保険負担限度額認定証の交付」でも活用できるように改善するべきと思うがどうか。</p>
<p>回 答 ⑤</p>	<p>都のパートナーシップ制度との相互利用については、充実を図るべく現在東京都と調整を行っております。他自治体との相互乗り入れについてもネットワークを通じて今後も情報収集してまいります。</p> <p>ファミリーシップ制度、パートナーシップ制度での証明書を活用できる行政サービス（証明書の提示を要しないものを含む）の拡大、改善を図るための対象事業調査を現在、区内で実施しており、10月末までに内容を取りまとめる予定です。</p> <p>サービスの拡大、改善に際しては、区のホームページ等で周知を図ってまいります。</p> <p style="text-align: right;">(担当所管：地域のちから推進部 多様性社会推進課)</p>

Ⅱ. 西新井駅周辺のまちづくりについて

質問の要旨 ①	<p>1. 西新井駅西口南地区市街地再開発について</p> <p>西新井駅西口南地区の市街地再開発について、ディベロッパーによる地権者説明会が行われた。当該エリアは、西新井駅西口新交通広場および主要区画道路②に面している。木造密集住宅が多いが、同時に、区有地（児童遊園・駐輪場）・公社保有地（交通広場用地の残地）も多く、区が有力な地権者となる。</p> <p>まだ準備組合も発足していない段階であるが、区は事業の是非も含め、地域住民の意向を尊重するスタンスで臨むべきと考えるがどうか。</p> <p>仮に、準備組合や本組合を設立し、事業として実施される場合には、公園緑地や西口の課題である自転車駐輪場など、重視して取り組むべきと思うがどうか。</p>
回 答 ①	<p>事業の是非と地域住民の意向を尊重することについてお答えします。</p> <p>現時点では、区は地権者の一人であり事業の是非については中立の立場です。また今後、準備組合が発足した時には、区は地域住民や関係地権者の意向を尊重するスタンスで臨んでまいります。</p> <p>次に、事業として実施される場合に重視して取り組むことについてお答えします。</p> <p>緑地や駐輪場等の公共貢献・地域貢献の内容および関係者の合意形成などを、重視する事項として考えております。</p> <p style="text-align: center;">(担当所管：都市建設部 中部地区まちづくり担当課)</p>
質問の要旨 ②	<p>2. 西新井駅西口の自転車駐輪場について</p> <p>西新井駅西口駅ビルに付設していた自転車駐輪場（一時利用 300 台分）が閉鎖され、駐輪場難民が生じており、改善をはかるべきだ。1000 m²近い売り場面積をもつドン・キホーテには全く駐輪場がない。同施設をはじめ各商業施設が付置義務を満たす駐輪場を確保するよう強く働きかけるべきではないか。区は「一時利用の駐輪場台数には空きがある」と判断しているようだが、調査時間が午前中では、実際の駐輪場ニーズとは異なる。公社保有地を活用して暫定的に駐輪場を設けるべきではないか。また、東武鉄道にも設置を強く働きかけるべきではないか。</p>

<p>回 答 ②</p>	<p>はじめに、ドン・キホーテ西新井駅前店につきましては、2018年3月2日に既存ビルを改装して開業したため、自転車駐車場の附置義務の対象施設とはなっていませんが、店舗側に対して、来店者の路上駐輪防止や他の自転車駐車場への誘導を指導してまいります。</p> <p>また、今後、西新井駅西口周辺に新たに建築される駅ビルや再開発ビル等の商業施設や金融機関等については、区の条例に基づく附置義務自転車駐車場の設置を指導し、必要な駐輪台数の確保に努めてまいります。</p> <p>次に、西新井駅西口周辺の自転車駐車場需給状況についてですが、本年7月に同駅から徒歩3分以内の一時利用の民営自転車駐車場8か所について空き台数を調査したところ255台の空きがありましたが、閉鎖された西口駅ビルの自転車駐車場台数327台には及びませんでした。そのため、新たに西新井駅西口周辺地区を民営自転車等駐車場補助金交付審査対象地域に指定し、区としても積極的に民営自転車駐車場の誘導に努めてまいります。</p> <p>次に、西新井駅西口の土地開発公社保有地約3,000㎡につきましては、現在の交通広場の状況を鑑みると、新たな駐輪場を整備し、今以上に自転車の通行量が増えると現況歩道幅では交通安全上支障が生じることや駅周辺の各民間事業者への影響が大きくなるため、この場所への暫定駐輪場の設置は難しいと考えておりますが、当該公社保有地の利活用については、現在、関係所管との協議を行っております。</p> <p>その他、鉄道事業者に対しても、駅利用者のために自ら自転車駐車場の設置に努めることや、区が自転車駐車場を設置しようとするときは、用地の提供を積極的に行うなど、区の自転車駐車場事業に対する協力を強く求めてまいります。</p> <p>(担当所管：都市建設部 交通対策課、駐輪場対策担当課)</p>
<p>質問の要旨 ③</p>	<p>3. 西新井駅西口の公衆喫煙所について</p> <p>西新井駅西口仮設出入口が移動したことにより、開放型（パーティション）喫煙所が駅出入口の目前になり、受動喫煙が増えている。ただちに移設すべきではないか。</p>
<p>回 答 ③</p>	<p>西新井駅西口の喫煙所につきましては、現在、年内の移設を目指し、関係所管と調整を進めております。</p> <p>なお、当該喫煙所は暫定設置であり、将来的には交通広場の整備に合わせ、「コンテナ型喫煙所」へと改良する予定です。</p> <p>(担当所管：地域のちから推進部 地域調整課)</p>

<p>質問の要旨 ④</p>	<p>4. 西新井駅東口の改善について</p> <p>西新井駅東口は、タクシー乗り場もなく、はるかぜ等のバス停留場も何か所にもわたり分散している。エスカレーターもない。駅前交通広場の期待が高く、改善を目標とするべきではないか。当面、せめてタクシー乗り場の設置や、より分かりやすいバス乗り場案内・誘導をするべきではないか。昇降口先の区施設への案内サインや表示（地面上）の老朽化が著しい。ただちに改善をはかるべきではないか。</p>
<p>回 答 ④</p>	<p>西新井駅東口の駅前交通広場および改善についてお答えいたします。</p> <p>足立区都市計画マスタープランなどの上位計画においては、現在のところ東口には交通広場の位置付けはなく、整備計画もございません。</p> <p>しかしながら、東口駅ビルの建替え時期を迎えた際には、事業者と協力してはるかぜバスの乗降環境等の改善に取り組んでまいります。</p> <p>次に、タクシー乗り場の設置についてですが、西新井駅東口周辺の道路は狭く、昇降口前の広場にもスペースが無いことから、現状の中でタクシー乗り場を新たに設けることは困難です。</p> <p>また、バス乗り場の案内について、西新井駅東口にはバス停が2か所あり、現在、バス乗り場案内は昇降口前に設置しておりますが、より分かりやすい内容に更新してまいります。</p> <p>最後に、案内サイン等に関して一括してお答えします。</p> <p>各施設管理者と協議のうえ、改善を図ってまいります。</p> <p style="text-align: center;">（担当所管：都市建設部 中部地区まちづくり担当課、交通対策課）</p>
<p>質問の要旨 ⑤</p>	<p>5. 大師前駅の複合施設について</p> <p>区民事務所・住区センターを中心とした複合施設には、多くの方から期待の声が寄せられている。「気軽に発表できる場が少ない」という地域の文化的な要望にも応えられるよう、最大200名入れる会議室が、ギャラリーや小規模な合唱等音楽活動ができるようにすべきではないか。電子ピアノ等も付置すべきではないか。</p>
<p>回 答 ⑤</p>	<p>西新井区民事務所・住区センター合築施設は、会議室を4室設ける予定としており、4室の間仕切りを外すと約200㎡の会議室となります。</p> <p>区民の方々のサークル活動などに幅広く利用していただきたいと考えておりますが、地域学習センター内のレクリエーションホールとは異なり、会議室の壁は吸音材を使用した仕様としておりません。</p> <p>したがって、合唱等の音楽活動については、他会議室の利用者へ影響が生じない範囲や規模で利用していただくことを考えております。</p>

	<p>また、電子ピアノ等については、同様の理由から現在のところ購入の予定はありません。</p>
--	---

(担当所管：地域のちから推進部 住区推進課)